

資料 2 事前意見に対する事業者の回答

(仮称) 大藤風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する事前意見

番号	課名	ページ等	原文	意見等	事業者回答
1	用地対策課	【要】p.3	事業実施想定区域の面積 約1,461 ha	<p>1 土地取引の契約をしたときは、権利取得者(売買の場合であれば買主)は、契約者名、契約日、土地の面積、利用目的等を記入した知事あての届出書に必要な書類を添付して、契約を結んだ日を含めて2週間以内に土地の所在する市町村役場に届け出てください。(国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく土地取引の事後届出制)</p> <p>(取引の規模:面積要件)</p> <p>① 市街化区域 2,000㎡以上</p> <p>② ①を除く都市計画区域 5,000㎡以上</p> <p>③ 都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上</p> <p>2 高知県内の開発区域の面積が10ha以上の開発事業については、個別法に基づく許認可等申請手続きに先立ち、高知県土地基本条例の手続きが必要です。</p> <p>相談先:高知県土木部用地対策課 TEL:088-823-9817</p> <p>(条例の主な手続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発計画書の提出による事前協議</li> <li>・開発計画の内容について、地元住民等の関係者への説明</li> <li>・地元住民等の関係者及び関係市町村の意見の尊重</li> </ul>	<p>1、 拝承致しました。</p> <p>2、 事業の進捗状況に応じ、開発計画書を提出し、事前協議をさせていただきます。</p>
2	道路課	全般	事業計画区域について	<p>当該事業の実施想定区域には、国道439号の改築事業(トンネル等によるバイパスルート)の計画があります。</p> <p>現時点では、工事の実施時期は未定ですが、想定ルートは概ね決定しておりますので、風力発電事業者との協議が必要と思われます。</p>	<p>拝承致しました。 協議させていただきます。</p>

番号	課名	ページ等	原文	意見等	事業者回答
3	河川課	【要】p.19、2.2.6	風力発電機の配置計画は現在計画内である	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造成工事等の際に事業実施区域に近接する河川の流域の変更が無いよう配慮をお願いします。</li> <li>・河川区域内に工作物を設置する場合は、河川管理者(須崎土木事務所、幡多土木事務所)に河川法に基づく許可申請を行うようお願いいたします(河川法第24条、26条)。</li> <li>・事業実施区域から県管理河川へ土砂の流出や濁水が生じる恐れがあるため、沈砂池を設置する等の適切な対応を行うとともに、必要に応じ河川管理者(須崎土木事務所、幡多土木事務所)と協議を行うようお願いいたします(法第29条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施区域に近接する河川の流域の変更が無いよう配慮させていただきます。</li> <li>・河川区域内に工作物を設置する場合は、河川管理者に河川法に基づく許可申請を行う旨、拝承致しました。</li> <li>・河川への土砂流出、濁水対策への対応に万全を期すと共に、計画段階に応じ、河川管理者との協議も実施させていただきます。</li> </ul>
4	都市計画課			<p>配慮書については意見はありません。 ただし、風力発電施設の開発計画につきましては以下のとおりです。</p> <p>◎根拠法令等 都市計画法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電機並びに風力発電機に付属する管理施設及び変電設備を設置する施設については、都市計画法で規定する開発行為に該当しないため、開発許可を要しません。</li> <li>・風力発電機に付属する施設で、管理施設及び変電設備を設置する施設以外の建築物を建築する予定がある場合は、開発許可の要否について高知県土木部都市計画課開発指導担当までご確認ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拝承致しました。風力発電に関連する施設以外で、建築物を建築する場合には、開発許可の要否について高知県土木部都市計画課開発指導担当殿に、確認をさせていただきます。</li> </ul>

番号	課名	ページ等	原文	意見等	事業者回答
5	防災砂防課	【配】p.8、26行目	・特定植物群落、砂防指定地及び急傾斜地崩壊危険区域は、事業実施想定区域から除外することとした。	・事業実施想定区域において、国道381号から風力発電所設置予定範囲に至る既存道路を工事用道路として使用する計画であると推測されるが、当該道路周辺は砂防指定地があります。 ※上記のとおり、2.2-11(13)ページの図2.2-6では、砂防指定地の範囲が図示されていませんので、確認をお願いします。	<p>・方法書ににおいて、別添資料「p.13 砂防指定地の修正」のとおり修正いたします。</p> <p>・砂防指定地内で既存道路を拡幅等する場合は、高知県砂防指定地管理条例第4条第1項の規定に基づき、手続きをいたします。</p>
		【配】p.9、5～7行目	・風力発電機等の搬入時に拡幅が必要となる可能性のある既存道路、土捨場の確保等により改変が及ぶ可能性がある範囲を踏まえ、図2.2-8のとおり事業実施想定区域及び風力発電機の設置予定範囲を設定した。	・砂防指定地内で既存道路を拡幅する場合など、治水上砂防の観点から影響がある行為をする場合は、高知県砂防指定地管理条例第4条第1項の規定に基づき、知事の許可を要します。	
		【配】p.15	・図2.2-8(1)		
		【配】p.16	・図2.2-8(2)		
		【配】p.152、14～31行目	②砂防法に基づく砂防指定地～⑤土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域		
		【配】p.154	・図3.2-15		
		【配】p.155	・図3.2-16		
		【配】p.156	・表3.2-41		

番号	課名	ページ等	原文	意見等	事業者回答
6	工業振興課			<p>配慮書に対する意見等は特にありません。          その他計画に関する意見等は以下のとおりです。</p> <p>◎根拠法令等          ①採石法(高知県工業振興課所管)          ②鉱業法(四国経済産業局 資源・燃料課所管)</p> <p>①特に問題はありません。ただし、事業実施想定区域内で岩石を採取し、その岩石を当該場所以外の場所において他の用に供する(販売若しくは他に使用する)場合は、採石法の適用を受けます。</p> <p>※既に他人によって分離されている石材を山から採取する行為であっても、土地の形状を変更する行為に該当し、また当該岩石採取場以外の場所において他の用に供することが伴えば、採石法の適用を受けることとなります。</p> <p>ただし書きに該当する場合は、採石法第32条に基づき「採石業者の登録」を受けた後、採石法第33条に基づき「岩石採取計画」の認可を受ける必要がありますので、事前に県工業振興課へご連絡ください。</p> <p>②事業実施想定区域には、鉱業権が設定されている可能性があります。鉱業権はその性質上、権利の譲渡及び内容の変更を伴うものであり、詳細については正確を期すため、四国経済産業局の「鉱業原簿の閲覧」をする、あるいは謄抄本の交付申請を行い確認してください。</p>	<p>① 拝承致しました。</p> <p>② 鉱業権の設定可否につき、四国経済産業局の「鉱業原簿の閲覧」をする、あるいは謄抄本の交付申請を行い確認を致します。</p>

番号	課名	ページ等	原文	意見等	事業者回答
7	文化財課			<p>◎根拠法令等 文化財保護法</p> <p>(埋蔵文化財) 照会のありました事業計画区域の風力発電機の設置予定範囲内には趣致の埋蔵文化財包蔵地は所在しません。事業実施想定区域外の南方には、中谷遺跡が隣接しますが区域外ですので埋蔵文化財への影響はありません。 なお工事中に新たな遺跡等が確認された場合は、文化財保護法第96条に基づいて、現状を変更すること無く届出を行う義務が発生しますので、その旨を申し添えます。 なお、今回の事業計画範囲については四万十市及び四万十町教育委員会に照会済みです。</p> <p>(文化的景観) 要約書P24「文化財保護法」の「国指定史跡・名勝・天然記念物」の下欄に「国選定 重要文化的景観」を追加してください。</p> <p>(天然記念物) 四万十市及び四万十町では、国の天然記念物であるヤマネの生息が確認されています。また、四万十町では県指定の天然記念物であるヤイロチョウの飛来が確認されていますので、調査段階でヤマネやヤイロチョウが確認された場合には、当課に協議の上、保護のための配慮をお願い致します。 また、四万十町広瀬(四万十川)では国の特別天然記念物であるオオサンショウウオが発見された事例がありますので、工事等による河川への濁水流入等のおそれがある場合には防止のための対策をお願いします。</p>	<p>(埋蔵文化財) 工事中に新たな遺跡等が確認された場合は、文化財保護法第96条に基づき、現状を変更すること無く届出を行います。</p> <p>(文化的景観) 方法書において、国選定の重要文化的景観について別添資料「p.148,158 重要文化的景観」のとおり、追記いたします。</p> <p>(天然記念物) 調査段階でヤマネやヤイロチョウが確認された場合には、貴課に協議の上、配慮いたします。 また、工事等による河川への濁水流入等のおそれがある場合には防止対策を検討いたします。</p>

番号	課名	ページ等	原文	意見等	事業者回答
8	鳥獣対策課			<p>今回、風力発電の設置予定場所の一部がかかっている「つづら山鳥獣保護区」は、森林鳥獣生息地の保護区として「森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域の生物多様性の確保に資すること」を目的に指定している鳥獣保護区です。</p> <p>このため、外来種などを除き、森林に生息する全ての鳥獣を保護の対象としており、渡り鳥やヤイロチョウ、クマタカなどへの配慮はもとより、当該鳥獣保護区に生息する鳥獣に対する十分な配慮を望みます。</p>	<p>方法書において調査範囲に含まれる鳥獣保護区については現地調査を実施し、重要な種の生息状況を把握いたします。その結果を踏まえ、影響が極力低減できる環境保全措置を検討するなど、的確に環境影響評価を実施してまいります。</p>
		【配】p.146		表3.2-38 指定区分が上下逆。	指定区分及び最終改正日については、方法書にて別添資料「p.147_鳥獣保護区に関する修正」のとおり、適切に記載いたします。
		【配】p.146 3行目		最終改正の年月日が違う。平成26年5月30日	
9	農地・担い手対策課	【要】p.2	第一種事業の実施が想定される区域及びその面積	<p>本事業により設置される施設の設置場所が、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく手続きが必要な土地である場合は、当該市町村の農振制度担当課及び農業委員会を通じて適切な手続きを行ってください。</p>	<p>・拝承致しました。 本事業により設置される施設の設置場所が、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく手続きが必要な土地である場合は、当該市町村の農振制度担当課及び農業委員会を通じて適切な手続きを行わせて頂きます。</p>
10	漁業管理課	<p>【要】p.42 表中の分類群「魚類」及び「底生生物」</p> <p>【配】p.110 (3)漁業による利用</p>		<p>・水産資源保護法に基づき高知県内水面漁業調整規則によって、「水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつてはならない。」と規定されていますので、開発に係る排水について十分な管理を行ってください。</p> <p>・開発予定区域付近については、四万十川漁業協同組合連合会が高岡郡四万十町下道発電用えん堤及び同町家地川発電用えん堤から下流の四万十川水系の第五種共同漁業権を有しておりますので、当該漁業協同組合に事前に周知するとともに、漁業権漁業に影響を与える可能性がある場合は、協議を行ってください。</p> <p>◎根拠法令等 水産資源保護法第4条第2項第4号 高知県内水面漁業調整規則第24条第1項</p>	<p>・開発に係る排水につきましては、十分な管理を行わせて頂きます。</p> <p>・四万十川漁業協同組合連合会への周知と共に、漁業権漁業に影響を与える可能性がある場合は、協議を行わせて頂きます。</p>



番号	課名	ページ等	原文	意見等	事業者回答
11	木材増産推進課			<p>計画地域内の森林部分においては、造林事業などの補助事業により、間伐等の森林整備や森林作業道の開設を実施している場合があります。</p> <p>補助事業を実施した森林では、補助金の交付を行った年度の翌年度から起算して5年又は10年(※補助メニューによってはそれ以上の年数の場合もあります。)以内に補助目的及び森林以外の用途への転用が禁止されており、やむを得ず対象森林の全部若しくは一部の転用を行う場合には補助金返還の対象となります。</p> <p>このため、森林を森林以外の用途に転用する場合には、あらかじめ、対象森林の補助事業の履歴を確認し、補助金返還対象となる場合には、返還手続を行う必要があります。</p>	<p>拝承致しました。 確認を行い対応させていただきます。</p>
12	森づくり推進課	【配】p.103	<p>(2) 林業 事業実施想定区域周囲の自治体及び高知県における平成27年の所有形態別林野面積は表3.2-4のとおりである。 林野面積合計は、四万十市では53,333ha、四万十町では55,906haである。</p>	<p>森林の伐採については該当する地域の地域森林計画、市町村森林整備計画に適合した方法で行ってください。</p> <p>地域森林計画対象森林を伐採する場合は、森林法10条の8による「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出してください。</p> <p>伐採対象地が森林経営計画内の場合は、森林法第15条による「森林経営計画に係る伐採等の届出書」を提出してください。</p> <p>また、森林法第12条による森林経営計画の変更が必要な場合は、変更後の森林経営計画に従って施業を開始する20日前(知事認定の場合は30日前、大臣認定の場合は60日前)までに変更認定請求書及び変更後の森林経営計画書を提出してください。</p> <p>地域森林計画対象森林において、新たに森林の土地の所有者になった場合は、森林法第10条の7の2による「森林の土地の所有者届出書」を提出してください。</p>	<p>拝承致しました。</p> <p>森林の伐採については該当する地域の地域森林計画、市町村森林整備計画に適合した方法で実施致します。</p> <p>地域森林計画対象森林を伐採する場合は、森林法10条の8による「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出致します。</p> <p>伐採対象地が森林経営計画内の場合は、森林法第15条による「森林経営計画に係る伐採等の届出書」を提出致します。</p> <p>森林法第12条による森林経営計画の変更が必要な場合は、変更後の森林経営計画に従って施業を開始する20日前(知事認定の場合は30日前、大臣認定の場合は60日前)までに変更認定請求書及び変更後の森林経営計画書を提出致します。</p> <p>地域森林計画対象森林において、新たに森林の土地の所有者になった場合は、森林法第10条の7の2による「森林の土地の所有者届出書」を提出致します。</p>



番号	課名	ページ等	原文	意見等	事業者回答
13	治山林道課	<p>【配】</p> <p>p.8、24-26行目 p.9、6-9行目 p.13、図2.2-6 p.15、図2.2-13 p.91、表3.1-32 p.92、図3.1-28 p.105、5-6行目 表3.2-7 p.106、図3.2-2 p.107、10-12行目 p.109、図3.2-4 p.152、10-13行目 p.153、図3.2-14 p.156、表3.2-41 p.211、13,15行目 p.212、8,10-12行目 p.213、図4.3-6 p.214、9-17行目 p.228、表4.4-1(2)</p> <p>【要】</p> <p>p.8、24-25行目 p.9、6,8-9行目 p.13、図2-6 p.15、図2-8(1) p.23、表3-1 p.30、表4.3-1(2) p.52、表4.4-1(2)</p>		<p>保安林は、制度の趣旨からして森林以外の用途への転用を抑制すべきものであり、やむを得ず転用のための保安林の解除を行う場合であっても、保安林の指定の目的並びに国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性にかんがみ、地域における森林の公益的機能が確保されるよう森林の保全と適正な利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずるとともに、当該転用が、保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするよう努めるものとされています。</p> <p>保安林については、公益上の理由により必要が生じたとき又は、指定理由が消滅したときは、保安林の指定の解除手続きが必要です。</p> <p>地域における土地利用の状況等から見て、その土地以外に適地を求めることができないこと、保安林の転用に係る面積が、目的を実現する上で必要最小限であること、事業等を行うため当該保安林と併せて使用する土地について、使用する権利を有していること等が解除の要件となります。</p> <p>なお、開発行為が、保安林の土地の形質変更行為の許可基準内であり、保安林の指定の目的に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合は、保安林解除ではなく、作業許可により開発が可能です。</p> <p>また、地域森林計画の対象となっている民有林(保安林、保安施設地区、海岸保全区域を除く)において、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する開発行為で、専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が1ヘクタールをこえるものにあつては道路(路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。)の幅員3メートル、その他の行為にあつては土地の面積1ヘクタールをこえる場合は、森林法第10条の2に基づく高知県知事の許可を受ける必要があります。</p>	<p>拝承致しました。</p>

番号	課名	ページ等	原文	意見等	事業者回答
14	新エネルギー推進課	【配】p.158、表4.1-1		「大気環境」のうち「振動」については、発電所アセス省令では「施設の稼働」は参考項目となっていないが、『事業計画策定ガイドライン(風力発電)2018年4月改訂 資源エネルギー庁』において「振動」について「地域住民との間で問題となるケースが報告されている」との記載があることから、項目の選定にあたって検討が必要ではないか。	「振動」については、発電所アセス省令では「施設の稼働」は参考項目となっていないため、配慮書段階では「重大な環境影響」には該当しないと判断し、選定しておりません。今後、手続きを進めるにあたり、最新の事例や知見等も踏まえ、影響が生じると判断した場合は、選定いたします。
15	環境対策課	記載なし		一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質変更に該当する場合、原則として土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出が必要となる。	拝承致しました。  一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質変更に該当する場合、原則として土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出を実施致します。
		記載なし		3,000㎡以上の土砂等の埋立て、盛土その他の土地へのたい積をする行為については、高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条令第10条第1項各号に該当しない場合は、特定埋立事業の許可申請が必要となる。	拝承致しました。  3,000㎡以上の土砂等の埋立て、盛土その他の土地へのたい積をする行為については、高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条令第10条第1項各号に該当しない場合は、特定埋立事業の許可申請を実施致します。
		【配】p.121		四万十市についての出典がありません。	方法書において、別添資料「p.121_出典追加」のとおり、適切に記載いたします。
		【配】p.121		出典に最終改正の記載がありません。	最終改正日は法律のみ記載しております。
		【配】p.133		県告示で定めているものではありません。また四万十市域について、出典がありましたら記載をお願いいたします。	方法書において、別添資料「p.133～135_出典追加・誤記修正」のとおり、追記いたします。
		【配】p.134		誤字脱字と思われる表現があります。	方法書において、別添資料「p.133～135_出典追加・誤記修正」のとおり、修正いたします。
		【配】p.135		県告示で定めているものではありません。また四万十市域について、出典がありましたら記載をお願いいたします。	方法書において、別添資料「p.133～135_出典追加・誤記修正」のとおり、追記いたします。
		【配】p.135		誤字があります。	方法書において、別添資料「p.133～135_出典追加・誤記修正」のとおり、修正いたします。
【配】p.139		メチルメルカプタンの基準に誤りがあります。	方法書において、別添資料「p.133～135_出典追加・誤記修正」のとおり、修正いたします。		

番号	課名	ページ等	原文	意見等	事業者回答
16	環境共生課	【要】 p.23～24 p.26～30 p.33～46 p.51～52		<p>・高知県希少野生動植物保護条例により県指定希少野生動植物に指定されている動植物が事業実施想定区域において確認された場合は、事前に環境共生課へ協議のうえ、保全の措置をとること。</p> <p>・事業実施想定区域及びその周辺において希少野生動植物が生息・生育する可能性がある場合は、事業施工にあたっては、希少野生動植物への配慮をお願いします。また、工事実施箇所によっては、希少野生動植物の生息環境への一次的な影響が生じる可能性があるため、工事の施工にあたっては、配慮をお願いします。 (高知県希少野生動植物保護条例第5条)</p> <p>事業施工にあたっては、計画区域及びその周辺において、希少野生植物の生息・生育状況等、環境への負荷について調査をすることに努めるとともに、生息・生育等が確認された場合、希少野生植物へ与える影響を回避する又は回避困難等の事情によりやむを得ず影響を与える場合は、負荷を低減(移植、工法の変更等)するなどの措置をとり、希少野生動植物の保護に努めてください。</p>	<p>・県指定希少野生動植物に指定されている動植物が事業実施想定区域において確認された場合は、環境共生課へ協議のうえ、保全の措置を検討いたします。</p> <p>・高知県希少野生動植物保護条例第5条に基づき、施工にあたっては、希少野生動植物やその生息環境に配慮いたします。</p>
		全体		<p>事業実施想定区域(案)及び周辺地域の特性、事業者の役割について、当該事項に該当するか否かに関わらず、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例(以下「四万十川条例」という。)に関する記述が欠如している。 このことは、四万十川条例に基づき四万十川流域を保全に取り組んでいる県の方針を軽視するものであり、提出のあった配慮書及び要約書に記載し、生態系と景観に配慮することを強く求める。 なお、四万十市及び四万十町においても四万十川を保全するための条例を制定していることを申し添える。</p>	<p>四万十川条例についての記載が漏れており、申し訳ありませんでした。方法書において、別添資料「p.144 四万十川条例」のとおり記載するとともに、生態系及び景観について、適切に配慮いたします。</p>

番号	課名	ページ等	原文	意見等	事業者回答
17	四万十市	配慮書 110頁 6行目  配慮書 227頁  配慮書全体	取水地点は図3.2-5のとおりである。  4.4総合的な評価	四万十市側にも、取水点はほかにもあるのではないかと再度確認が必要と思われる。  風力発電設置予定範囲から、0.5km～2.0kmの範囲に住宅等があることから、騒音・超低周波音の影響を十分調査把握し、地区民に説明し協議することを望む。  地元住民や関係者と十分協議すること。 自然環境に最大限配慮すること。	取水地点については、四万十市上下水道課、四万十町環境水道課、高知県農業基盤課へのヒアリングにより調査しましたが、高知県農業基盤課からの情報については、非公開であるとのこと指示をいただいているため、配慮書には記載していません。なお、取水地点が存在する河川も含めて、周辺河川への水質汚濁の影響がないような対策を検討してまいります。その調査、予測及び評価方法については方法書に記載いたします。  騒音・超低周波音の影響の調査、予測及び評価を十分に行い、地区民に説明し協議してまいります。  地元住民や関係者と十分協議いたします。また、自然環境に最大限配慮いたします。
18	四万十町	配慮書全体		環境配慮書に記載されている専門家等へのヒアリング結果などを踏まえた各種調査等に着手するとともに、調査結果については可能な限り開示したうえで環境変化による影響をできる限り軽減するような手法の検討を望む。  ※環境配慮書に対する意見とは異なるが、併せて地元住民や関係者への説明や合意形成について丁寧な対応を望む。	配慮書に記載している専門家等へのヒアリング結果等を踏まえ各種調査等に着手するとともに、調査結果については可能な限り開示したうえで、環境への影響を可能な限り低減するような事業を検討いたします。  ※地元住民や関係者に丁寧に対応いたします。
19	岡村会長	5ページ以下  【配】p.111		事業実施想定区域の黒曲線は、取り付け道路と考えられるが、この道路も環境影響評価に重要と思われる、この図を含む全図について凡例を明記すること。  水道用水取水地点に大用集落名の明記を	該当箇所は既設道路部分であり、事業実施想定区域としております。該当箇所のすべてを改変するわけではなく、道幅が狭い箇所、カーブの箇所等において一部拡幅等を行う可能性があるため、事業実施想定区域に含めております。 方法書以降の手続きにおいて、大用簡易水道施設であることを明記いたします。